

議案第69号

安曇野市堀金デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

安曇野市堀金デイサービスセンター条例（平成17年安曇野市条例第107号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

安曇野市堀金総合福祉センター条例

第1条中「在宅の虚弱老人等に対し、福祉の増進及び自立の促進を図るとともに、その家族の負担の軽減を図るための安曇野市堀金デイサービスセンター（以下「センター」を「地域における福祉活動の拠点として、市民に対する各種の福祉サービスを総合的に行い、もって福祉の推進と意識の高揚を図るため、安曇野市堀金総合福祉センター（以下「総合福祉センター」に改め、同条に次の1項を加える。

2 総合福祉センターに次の施設を置く。

- (1) 老人福祉センター
- (2) デイサービスセンター

第2条中「センター」を「総合福祉センター」に改める。

第3条第1項中「センター」を「第1条第2項に掲げる施設のうち、デイサービスセンター」に改め、同条第2項中「センター」を「デイサービスセンター」に改める。

第4条第1号中「センターの施設」を「デイサービスセンターの建物」に改め、同条第2号中「センター」を「デイサービスセンター」に改める。

第5条の表以外の部分中「センター」を「総合福祉センター」に改め、同条ただし書中「この限りではない」を「この限りでない」に改め、同条の表中

「

デイサービスセンター	午前9時から午後5時まで	12月29日から翌年1月3日までの日
------------	--------------	--------------------

」を

「

老人福祉センター	午前9時から午後4時30分まで	土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日
デイサービスセンター	午前9時から午後5時まで	12月29日から翌年1月3日までの日

」に

改める。

第6条第1項を次のように改める。

総合福祉センターを利用することができる者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、当該各号に掲げる者とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 老人福祉センター 市内に住所を有する60歳以上の者及びその介助人並びに福祉に係る者
- (2) デイサービスセンター 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による通所介護サービス費の支給に係る者

第6条第2項を削る。

第11条を第14条とする。

第10条中「センター」を「総合福祉センター」に改め、同条を第13条とする。

第9条中「センターの施設」を「総合福祉センター」に改め、同条第3号中「指定管理者」を「市長又は指定管理者」に改め、同条を第12条とする。

第8条中「特に必要と認めるときは」を「あらかじめ市長が定める基準に従い」に改め、同条を第11条とする。

第7条第1項中「センターの施設」を「デイサービスセンター」に、「センターの利用に係る」を「その利用に応じ、次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）により算定して得た額
- (2) 前号に規定する費用の額に定めのない費用については、別表に定める額

第7条中第2項及び第3項を削り、第4項を第2項とし、同条を第10条とし、第6条の次に次の3条を加える。

(利用の許可等)

第7条 老人福祉センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 老人福祉センターの建物、設備又は備品を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が特に適当でないと認めるとき。

3 市長は、第1項の許可をするときは、施設の管理上必要な条件を付することができるものとする。

(利用許可の取消し)

第8条 市長は、前条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用の目的に反し、又は利用の条件に違反したとき。
- (3) 利用する権利を譲渡又は転貸したとき。
- (4) 感染症疾患があり、他の者に感染させるおそれがあるとき。
- (5) 前条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (6) その他市長が緊急やむを得ないと認めたとき。

(使用料)

第9条 老人福祉センターの使用料は、無料とする。

別表中「第7条」を「第10条」に改める。

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

令和6年9月3日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第70号

安曇野市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例

安曇野市農業集落排水施設条例（平成17年安曇野市条例第160号）の一部を次のように改正する。

第4条中「いう。」の次に「第10条第2項第4号において同じ。」を加える。

第6条第3号の表中「配水管」を「排水管」に改める。

第8条第1項中「が専属する」を「を選任した」に改める。

第10条第2項第4号中「（水質汚濁防止法第2条第1項に規定するものをいう。）」を削る。

第21条第3項中「破損」を「損傷」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年9月3日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第71号

安曇野市公共下水道条例の一部を改正する条例

安曇野市公共下水道条例（平成17年安曇野市条例第209号）の一部を次のように改正する。

第4条の7第6号中「下水道法施行令第十三条第6号の国土交通大臣及び環境大臣が定める措置を定める件」を「下水道法施行令第十三条第六号の国土交通大臣及び環境大臣が定める措置を定める件」に改める。

第9条第2項第2号中「専属」を「選任」に改め、「氏名」の次に「並びに他の営業所の責任技術者を兼任している場合は、その兼任状況」を加え、同条第3項第4号中「専属」を「選任」に改める。

第10条第1項第1号を次のように改める。

（1） 責任技術者を1人以上選任すること。

第24条第8号中「若しくは」を「又は」に、「公害の防止に関する条例」を「良好な生活環境の保全に関する条例」に改める。

第34条第3項中「破損」を「損傷」に改める。

第35条第1項中「使用料」を「下水道使用料（以下「使用料」という。）」に改める。

第36条第1項中「下水道使用料（以下「使用料」という。）」を「使用料」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年9月3日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第72号

安曇野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

安曇野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年安曇野市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「次条第2号」を「次条第1項第2号」に改める。

第23条第1項ただし書中「次の」の次に「各号の」を加え、同条第2項中「次の」の次に「各号の」を加え、同項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

別表第1中「第123条第1項各号又は第3項以上各号」を「第123条第1項各号又は第3項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第5条第5項、第23条及び別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。

令和6年9月3日 提出

安曇野市長 太田 寛